

全国美術館会議  
機関誌  
全美フォーラム

ZENBI FORUM

全国美術館会議機関誌

## 全美フォーラム

ZENBI FORUM

01  
F-02

新博物館法を生かすための理論的課題  
個人会員 栗山究

02  
F-05

《ブリロの箱》でアートラーニング  
倉吉博物館 根鈴輝雄

03  
F-08

「すべて未知の世界へ -GUTAI 分化と統合」を見て  
個人会員 平井章一

# 守る。

### イオケミシート

展示ケースの床面・壁面等に  
ひろげて使用することで、  
ケース内のガス濃度を低減します。

美術品の周りには多くの化学物質が、  
さまざまな場所から発生しています。  
それらが美術品の劣化・変色・腐食などの  
損傷を引き起こす要因となります。

### イオケミパッド

調湿スペース、展示台の裏、  
収納棚や保管箱などに設置できます。

# 美術品を

 進和テック

本社 〒164-0012  
東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 28F  
TEL:03-5352-7202

 モリタロウ

▼購入はこちら▼



## 旧博物館法で解明した理念を引き継ぐこと

2023年4月、改正博物館法が施行した。この改正は2006年教育基本法改正を機に、法改正を企図した博物館関係者より提案された枠組みを基盤に展開した15年強の運動の成果である。他方、旧法の理念を解明し積極的に生かそうとした研究や運動の注目は薄かった。登録制度の内容も具体的に示されないまま構造が変わった。新法の全体像が判明したのは、法施行規則が示された2023年2月である。

改正点は5領域に亘る。(1)博物館法の目的の相対化、(2)博物館事業の土台の精緻化、(3)登録制度のスクラップ&ビルド、(4)国立館の役割付与、(5)学芸員制度の改訂(議論は継続)。これらには、法改正を推進した関係者の期待や思惑とともに、多くの理論的課題も内在している。

博物館法は設置者(統治者)による恣意的運用を制限することで、市民の権利として学芸活動の自由を保障し、地域の相互学習に根ざし各館の自立した自治的で民主的な運営を社会的に保障していくものである。「社会教育法の本質」に基づく旧法で解明されたこの理念は新法においても引き継がれる必要がある。市民や職員が新法を生かしていくために今後解明を要する理論的課題を示す。

## (1) 第1条：博物館法の目的の相対化

新法では「社会教育法の本質」に構造の異なる「文化芸術基本法の本質」が追加された。一つの法に二つの精神が宿る存在となった。博物館法の目的の解明には教育法・文化法体系を総合した研究が必要である。「文化芸術基本法の本質」とは何か。「社会教育法の本質」とどのように関連づけられるものなのか。その関連を整理した上で博物館が「社会教育のための機関」であることを明確にしていく課題がある。

## (2) 第3条：博物館事業の土台の精緻化

新法では教育・福祉・文化観光・まちづくり・地元産業振興・国際交流活動の取組と各種機関との「連携」や博物館DXの推進など「地域の活力の向上」への「寄与」が、具体化した地域課題として設定された。「土地の事情」に即した「実生活の向上」と規定された旧法時代、地域博物館論として追究された領域である。旧法と新法における当該規定はいかなる関係として捉えられるのか。この土台を市民の権利との関連から職員の役割としてどのように読み解くのかが問われている。

## (3) 第2条・第2章・第3章：登録制度のスクラップ&amp;ビルド

新法では登録の対象となる設置者類型が拡張した。公立博物館の範囲が地方独立行政法人にまで拡張したことで基礎自治体の条件整備義務は一層選択的なものとなった。私立博物館には営利会社を包摂した。非営利原則をもつ博物館の公共性をめぐる論点の解明が急務である。

同時に博物館に対して、国の基準を参酌して定めた教育委員会の登録基準への再帰的な適合が義務化された。旧法では法が博物館に必要な要件を明示していた(①資料、②学芸員・職員、③建物・土地、④年間開館日)。新法ではこの要件のうち①が博物館活

動の内容を規定する定性軸に変化した(③も施設・設備に変更)。博物館は①②③について、都道府県・指定都市教育委員会が「省令で定める基準を参酌」して定めた登録基準に「適合」し続ける必要が定められた。博物館活動が人間の文化・教育の営みであればこそ、教育委員会が博物館に「命令」権を有したことも異例である。法自らで博物館の要件をせせなくなった点をいかに克服するかという問題がある。

教育委員会が国の基準を参酌する義務規定も、地方分権の確立を求めた博物館法の立法理念とは矛盾する。新法は、法が博物館の要件を基準(時の統治者)に委ねた点で、市民の権利は後退した。この矛盾と後退を克服する仕組みとは何か。

一つの解は、教育委員会が登録基準の策定と制度運用にあたり「博物館の社会教育施設としての役割を尊重」する観点を生かす筋道を含意的に築いていくことだ。学芸員や職員はもとより市民自身も参画し、専門的かつ民主的な登録制度を地域で十全に育んでいく計画が重要となる。地域で博物館の自由と自治を保障する不断の努力がより求められている。

#### (4) 国立館の役割付与(第31条第6項)をめぐる

新法では登録・指定館に対する国立館の「指導的役割」を構造化した。背景には、戦前の棚橋源太郎由来の国立館を含む集権的法制度を志向する理論的言説もある。戦争を経て日本国憲法に地方自治の概念が生まれ、図書館法を受けて成立した博物館法の理念に即せば、国立と公・私立は相互に対等した体系で構成されている価値の確認が必要だ。

博物館法は多種多様な現実の博物館をカタログ化するものではない。むしろ「図書館の自由」宣言に倣い、博物館関係者が憲法との関連から市民の権利として「博物館の自由」を宣言することが、法改正議論以前の問題であり宿題だ。全国美術館会議の「美術館の原則」は、関係者が市民の権利として美術館のあり方を示している。こうした原則を社会的に生かし、深め、育みながら、市民とともに新法を生かすことに各関係者の役割と課題がある。

## 《ブリロの箱》でアートラーニング

鳥取県に新たに県立美術館が整備される。開館予定は2025年春。立地するのは東西にのびる県域のほぼ中央部、倉吉市である。交通の利便性も考慮された。美術館のコンセプトは「未来を『つくる』美術館」。美術を通じて学ぶ「ラーニングセンター」機能も備える。

美術部門をもつ倉吉博物館から僅か1kmのところを開館する新美術館に、館長として無関心でいられるわけではない。むしろ、県立美術館を倉吉市に誘致したメンバーの一人として、展覧会の企画や各種イベントの取り組み、さらには美術品の収集方針や調査研究の進め方まで関心を持たずにはいられない。それは、倉吉博物館が今後どの方向を目指すし、どの点で連携していくか、存在意義にも係わるからである。

昨年(2022年)7月、鳥取県立美術館の新たな収集品として、アンディ・ウォーホルの《ブリロの箱》が加わった。現代美術の作品を5点、購入費計約3億円。この買い物に、県民の多くが「なぜ?この箱を」と首をかしげた。担当者は「芸術における価値観の世

根鈴輝雄

*Tomu Kurei* (倉吉博物館)



界的变化を県民に肌で感じてもらいたい」と。さらに「安い買い物だった」とも。高額な買い物に面食らった県民は、県教育委員会の美術館整備局に説明を求めた。ウォーホルを知らない県民にとって、その作品が安いと言われても困惑するばかりだった。賛否の議論が沸き起こった。

美術館整備局は、作品を購入する前にその意義を説いておかなければならなかったと自省し、改めて県民への説明会を9月から県内各所で行うことになった。

米子市の説明会場でひとりの女性が発言した。「鳥取県民がアンディ・ウォーホルを知らないのは、県が美術館振興をサボってきたからだ」。説明にあたった美術館振興監を前にして言い放った。

2023年1月、倉吉市内での説明会はそれまでの釈明説明会とは趣を変えた、いわば現代美術の講義であった。美術館振興監が美術史における現代美術の意義を丁寧に語ったのだ。聴衆は肯き、納得して聞き入っていた。この講義を事前にやっておけば、『ブリロの箱』を購入した時に県民は、「ああ、なるほど。アンディ・ウォーホルか」と合点したかもしれない。しかし、前もって説明しなかったのには、何か理由があったはずだ。購入前に説明会を開き、手の内を明かせば、話題性に乏しい。何か仕掛けてやろう、日本中の目を向かわせてやろうという企みがあったのではないか。

果たして議論は沸き起こった。メディアも飛びついた。この戦略によって、鳥取県に美術館が出来ること、そこにウォーホルの『ブリロの箱』が収まること。いつきに日本中に知れ渡った。お見事というほかない。

今回の騒動は、最初から仕組まれていたのではないかと私は見ている。いくら県の予算で用立て出来る額とはいえ、ウォーホルの作品が、安かったから買ったわけではないだろう。

私の手元に美術館整備局が作成した小冊子がある。その名も『パスミー!』。これまでに8号、刊行されている。創刊号の表紙は、現鳥取県立博物館のエントランスで学芸員が白い箱を抱えている図である。大小様々な方形の無地の箱。この冊子を手にした時、「これは何を意味するのか」。想いを巡らした。毎号、白い箱が登場する。ある号では海辺で、別の号では高校の美術準備室で。何のメッセージだろう。

その疑問は、先述の現代美術の講義で氷解した。白い箱は、ウォーホルの『ブリロの箱』だ。『パスミー!』の創刊は2019年12月。新たな冊子の企画や編集の準備を考えると、少なくとも半年前には、一連の小冊子の表紙案は出来上がっていたはずだ。着想自体はさらに半年前になるか。そうすると2018年、つまり、県立美術館が倉吉市に建設されるのが正式に決まったあたりに符号する。そうか、美術館の整備が決まった頃、美術館振興監は既に『ブリロの箱』の収集を構想していたのだ。美術市場を見渡して、「芸術における価値観の変化」に触れられる作品を待ち構えていたのだ。

学芸員は、常に頭の中に展示構想がある。それは、学芸員一人一人独自のもので、他の学芸員と共有するものではない。学芸員その人の資質+α、つまり、どんな作品に出会って、何を見て、何を考えてきたかによって、独自の発想を属性として持つことになる。美術館振興監が、これまで蓄積してきた知識と経験、そして、その資質をもってウォーホルの作品をどのように表現するのか。

現代美術に縁遠い県民にとって、『ブリロの箱』は新たな美術の価値観を知るきっかけとなった。まさに、県立美術館のコンセプトであるアートを通じてラーニングが機能し始めたのだ。これも想定どおりだとすると、その戦術に上手くはまったことになる。

今回の新たな収集品によって県立美術館の方向性が見えた。そのことで、倉吉博物館が50年にわたって積み上げてきたオリジナルな活動を、県立美術館とどのように連携し、どの点で差別化していくべきか道筋が開けた。美術館の開館が待ち遠しい。



『Pass me! 01』表紙  
鳥取県立美術館 2019年12月

# 「すべて未知の世界へ」 —GUTAI 分化と統合」を見て

平井章一 Shoichi Hirai (個人会員)

何度も繰り返し展覧会の対象として取り上げられる作家やグループは多い。その場合、企画者は何かしら前回とは異なる解釈、アプローチ、見どころを考えるものだ。1950年代半ばから60年代にかけて関西を拠点に活動した具体美術協会（以下「具体」）も、国内のみならず海外において何度も展覧会が開催されてきたグループである。その展覧会の歴史は、そのまま「具体」研究や「具体」評価の変遷の歴史であったと言っても過言ではない。初期のインスタレーションやパフォーマンスの先駆性と中期の表現主義的な絵画の国際性、そのどちらにも重きを置くかで評価が分かれた1980年代後半から90年代の回顧展を経て、2010年代には、後期の作家を含めた「具体」の活動全体を戦後東アジアで展開したモダニズムの一例としてとらえ、同時代の欧米や非西洋圏のモダニズムと並行視する新たな視座が生まれた。手前味噌になり恐縮だが、筆者が2012年に国立新美術館で「具体」の回顧展を企画した際も、会場のなかほどにリーダーの吉原治良の戦前作のコーナーを設け、「具体」の活動の根底に阪神間独自の、「東京とは別のモダニズム」があったことを示した。

そのうえで今回の大阪中之島美術館と国立国際美術館の共同企画展「すべて未知の世界へ—GUTAI 分化と統合」（10月12日～11月9日）を見て感じたことを、率直に述べてみたい。

まず、今回の「具体」展は、作品を時系列で紹介するのではなくテーマ（大阪中之島美術館が分化、国立国際美術館が「統合」）で分類し、18年間の「具体」の活動に通底する本質に迫ろうとした国内の「具体」展では初めての試みであった。この意欲は大いに評価したい。ただ、「具体」初心者には、企画者がなぜこの作品をそのテーマに分類したのか、それ以前になぜ今回のテーマが「分化」と「統合」なのか、果たして理解できたであろうか。こうした企画者の意図を理解するためには、前提として「具体」とは何かという基本的な知識、情報が不可欠である。しかるに、今回の展覧会では、両館どちらの会場にも「具体」の年譜が見当たらなかった。「具体」がいつどこで結成され、誰がリーダーでどんな作家が参加し、どういう活動を行い、いつ解散し、どこが評価されこのように大規模な展覧会を企画するに至っているのか、会場冒頭のあいさつ文に簡潔に書かれていただけである。時系列ではなくテーマで見せることを優先するあまり、せつかく2館の広大なスペースを使って「具体」を紹介する場でありながら、この展覧会で「具体」を知ろうとする人への配慮が欠けていたのは、大変残念と言わざるを得ない。また、テーマ展はどうしても主観的、抽象的になりがちである。個人的にはそれを2館で延々と見るのは正直辛いものがあつた。2館でしかできない見せ方、例えば1館はテーマ、もう1館は時系列とし「具体」を立体的に紹介するなど考えてもよかつた気がしなくもない。

このほかにも、いくつか残念に思ったことがある。今回は、なんといっても芦屋と並ぶ「具体」のホームグラウンドでありながらこれまで回顧展が開催されてこなかった大阪での、初めての展覧会であつた。しかも本拠地グタイピナコテカがあつた中之島にある大型美術館2館での同時開催である。ところが、これが今回の一番のアピール・ポイントであるはずなのに、展示では「具体」と大阪をむすびつける視点が見られなかった。阪神間のモダニズムの生みの親は、文字通り大阪と神戸である。その神戸や阪神間の芦屋では繰り返し「具体」展が開催され、風土との関係が強調されてきたのだから、満を持してこの機会に「大阪の『具体』」をアピールできただろうし、特に大阪の名を冠

# 文化財と人と環境を第一に。

文化財保存分野に参入してから40余年、守り続けたものがある。

長年の経験と実績により、博物館・美術館等それぞれの施設環境に合わせた文化財IPM(総合的有害生物管理)プランをご提案いたします。

## 調査・診断

現状調査・診断/設計  
原因究明・検査/分析

## 防除・メンテナンス

モニタリング  
殺虫/殺カビ  
IPM メンテナンス

## その他サポート

教育研修支援  
IPM 構築支援  
関連商品販売

**IKARI** **イカリ消毒株式会社** <https://www.ikari.co.jp>

本社 | 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 TEL. 03-3356-6191 FAX. 03-3350-1405  
大阪オフィス | 〒542-0076 大阪府大阪市中央区難波5-1-60 TEL. 06-6636-2741 FAX. 06-6636-2720

IPMを取り入れた保存環境づくりと  
虫・カビの防除で文化財を守りましょう。

## 調査・診断

- ▼博物館・美術館・図書館・寺社等の環境調査
- ▼調査セットによる環境調査
- ▼昆虫や微生物の同定
- ▼生物の被害調査・診断

## 資格・認定

- ▼文化財虫菌害防除作業主任者
- ▼文化財IPMコーディネータ
- ▼文化財虫菌害防除薬剤等認定

## コンサルティング

- ▼保存環境・防除薬剤

## 防除処置

- ▼殺虫・殺菌処理の受託
- ▼燻蒸効果判定

## 研修・普及

- ▼文化財の保存に関する研修会・講習会
- ▼図書出版

公益財団法人 **文化財虫菌害研究所**

〒160-0022 東京都新宿区新宿二丁目1番8号 新宿フロントビル6F

TEL 03 (3355) 8355 FAX 03 (3355) 8356 [www.bunchuken.or.jp](http://www.bunchuken.or.jp)

した大阪中之島美術館の会場では、自館で「具体」展を開催する理由を示す意味でも、何かの形でそれをすべきではなかったか。

また、開催理由という点から言うならば、大阪中之島美術館は、これまで関西各所を流転してきた吉原治良旧蔵の資料群や「具体」の内部資料群が収蔵された美術館、すなわちこれから「具体」研究のセンターとして機能する美術館である。未公開の資料を活用することで新たな「具体」の姿を見せられたにちがいない、それはこの館にしかできないいわば特権でもあったはずだが、資料が申し訳程度にしか出ていなかったのならば、展示のなかで自館が膨大かつ貴重な資料を所蔵している紹介すらなかったのはどうしたことであろうか。

さらに、両館の展示ともにこれまで「具体」展で紹介されてきた美術館の所蔵品が多く、1点でも2点でも今回新たに発掘した作品を見たかったとか、すでに「具体」を知っている人であれば期待したであろう初期の非絵画作品やパフォーマンスの紹介をあえて抑えたのはなぜなのかなどあるが、もはや紙面が尽きた。かつて同じく「具体」展を担当したひとりとして、今回の担当者のご苦労は痛いほど共感できる。しかし、当たり障りのない評価ほど担当者として空しいものはないだろう。そう信じて、あえて心を鬼にして書き連ねた。批判ではなく、今後も「具体」を扱っていくであろう両館への心からの批評として受けとめていただければ幸いである。